

資料3

中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会傍聴事務処理要領

27中福高第133号
平成27年 4月28日

(傍聴者の入場)

- 第1条 中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会の議事を傍聴しようとする者は、申出書に自己の住所、氏名を記入の上、会長から傍聴券の交付を受け、事務局職員の指定する席に着かなければならない。
- 2 第3条本文に規定する定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- 一 囚器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者
 - 二 酒気を帶びていると認められる者
 - 三 異様な服装をしている者
 - 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類、腕章の類を携帯している者
 - 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - 六 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められた者

(傍聴人の定員)

- 第3条 傍聴人は、10名をもって定員とする。ただし、会長は、会場等の都合により、10名未満の定員を設定することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第4条 傍聴席にある者は、次の事項をしてはならない。
- 一 会長の許可なく指定された傍聴席を移動すること。
 - 二 写真、動画等を撮影し、又は議事を録音すること。
 - 三 パーソナルコンピューター等情報通信機器を使用すること。
 - 四 容儀を乱し、又は談話すること。
 - 五 飲食し、又は喫煙すること。
 - 六 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法で賛否を表明すること。
 - 七 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

(係員の指示)

第5条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 会長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴禁止を宣告し、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年4月28日から施行する。

